

認定書

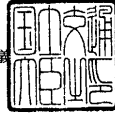
株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0124024
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-12型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

国土交通省第10号

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林 隆

記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |



認定書

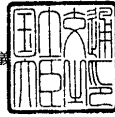
株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0144025
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-14型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

国土交通省第10号

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林 隆

記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |



認定書

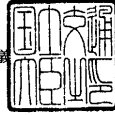
株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様



国土交通大臣 金子 一彰



下記の型式については、建築基準法第88条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0164026
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-16型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の2第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

国四整発許第10号

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林

記



| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |

認定書

株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

- 1. 認定番号
型01Cad0a0184027
- 2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
- 3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-18型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
- 4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

- 1. 認定番号
DW3N-0117
- 2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
- 3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長

小林



記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |

認定書

株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一彰



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Ca0a0204028
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-20型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林

記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |



認定書

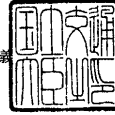
株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様



国土交通大臣 金子 一彰



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0214029
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-21型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |

記

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林



愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

認定書

国四整発許第10号

認定書

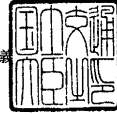
株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Ca0a0254030
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-25型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林 隆

記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |

認定書

株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第88条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0304031
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-30型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林

記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |



認定書

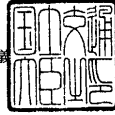
株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一彰



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0354032
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-35型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林

記



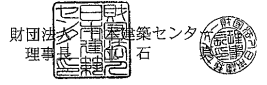
| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |

認定書

株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第88条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0404033
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-40型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林

記



| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |

認定書

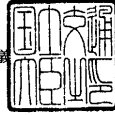
株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第88条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第138条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Ca0a0424034
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-42型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林

記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |



認定書

株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Cad0a0454035
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-45型

詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保管してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記の
とおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省四国地方整備局長
小林

記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |

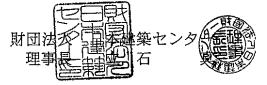


認定書

株式会社 ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕 様

大栄産業株式会社
代表取締役社長 木村 尊 様

国住指第 236-2 号
平成 21 年 8 月 7 日



国土交通大臣 金子 一 様



下記の型式については、建築基準法第68条の10第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第1章から第3章までの規定又はこれに基づく命令の規定のうち同法施行令第136条の2の11に掲げる一連の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
型01Ca0a0504036
2. 認定をした型式に係る建築物の部分又は工作物の部分の種類
合併処理浄化槽
3. 認定した型式の内容
ダイキ浄化槽 DCX-50型
詳細内容は、別添仕様書及び図面による。
4. 一連の規定に適合するための適用条件
浄化槽法の規定に基づく適正な工事および適正な保守点検を実施すること。

下記の構造方法等については、建築基準法第68条の26第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第35条第1項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
DW3N-0117
2. 認定をした構造方法等の名称
分離嫌気ろ床担体流動方式FCX型/12~50人槽/合併処理浄化槽/汚物処理性能
3. 認定をした構造方法等の内容
別紙1のとおり

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。

(注意) この認定書は大切に保存してください。

認定書

愛媛県松山市美沢1-9-1
株式会社ダイキアクシス
代表取締役社長 大亀 裕

国土交通省 第四地方整備局 国四整備第10号

さきに申請のあった型式の浄化槽については、浄化槽法第16条の規定に基づき、下記のとおり認定の更新を認める。

令和元年10月1日

国土交通省 第四地方整備局 長 小林

記

| 浄化槽の名称 | 更新前の認定番号 | 更新後の認定番号 |
|----------------|----------------|----------------|
| ダイキ浄化槽 DCX-12型 | 8-14R-H-003 | 8-19K-H-003 |
| ダイキ浄化槽 DCX-14型 | 8-14R-H-003-1 | 8-19K-H-003-1 |
| ダイキ浄化槽 DCX-16型 | 8-14R-H-003-2 | 8-19K-H-003-2 |
| ダイキ浄化槽 DCX-18型 | 8-14R-H-003-3 | 8-19K-H-003-3 |
| ダイキ浄化槽 DCX-20型 | 8-14R-H-003-4 | 8-19K-H-003-4 |
| ダイキ浄化槽 DCX-21型 | 8-14R-H-003-5 | 8-19K-H-003-5 |
| ダイキ浄化槽 DCX-25型 | 8-14R-H-003-6 | 8-19K-H-003-6 |
| ダイキ浄化槽 DCX-30型 | 8-14R-H-003-7 | 8-19K-H-003-7 |
| ダイキ浄化槽 DCX-35型 | 8-14R-H-003-8 | 8-19K-H-003-8 |
| ダイキ浄化槽 DCX-40型 | 8-14R-H-003-9 | 8-19K-H-003-9 |
| ダイキ浄化槽 DCX-42型 | 8-14R-H-003-10 | 8-19K-H-003-10 |
| ダイキ浄化槽 DCX-45型 | 8-14R-H-003-11 | 8-19K-H-003-11 |
| ダイキ浄化槽 DCX-50型 | 8-14R-H-003-12 | 8-19K-H-003-12 |

